

平成30年4月10日

保護者の皆様

岸和田市立久米田中学校  
校長 大畑 明生

### 臨時休業の改定について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様方におかれましてはますますご健勝のことと存じます。平素は本校教育の推進にご支援・ご協力を賜り、誠に有り難うございます。

さて、今年度より岸和田市において臨時休業の規定の改定が行われましたのでお知らせします。

#### 記

#### 気象警報の場合

気象警報	対象区域	時間	学校園の対応
特別警報 暴風警報	岸和田市	①午前7時現在	①②：臨時休業
		②午前7時～始業時間	
		③始業時間以降	③：授業中止（授業の繰上げ等）
大雨警報 洪水警報 波浪警報 高潮警報	岸和田市	午前7時現在	（原則）平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業、授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。

## 地震の場合

<p>震度5弱以上</p>	<p>①登校前（午前7時まで）⇒臨時休業          ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、          学校園対応は②に準じる。</p> <p>②始業時間後⇒授業中止          学校園のマニュアルに基づき対応する。          ※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、          保護者へ連絡する。</p> <p>③休日に発災した翌日⇒原則、臨時休業          授業を行う場合は、保護者へ連絡する。</p>	<p>津波警報          （大津波          警報）</p>	<p>原則、平常時対応（久米田中学校の場合）          避難者の状況等により、臨時休業、授業の中止、          授業の繰上げ・繰下げ等の措置を行う。</p>
<p>震度4以下</p>	<p>④⇒原則、平常時対応          余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、          安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、          臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。</p>		

\*久米田中学校ホームページにも掲載しています。